

令和8年度
国立公園における感動体験創出事業

【公募要領】

【問合せ先】

環境省自然環境局国立公園課国立公園利用推進室

TEL : 03-3581-3351 (代表)

03-5521-8271 (直通)

E-mail : koen_prize@env.go.jp

令和8年1月
環境省

目次

1. 目的	1
2. 公募の対象者	1
3. 対象事業	2
4. 共同実施者による支援等	4
5. 事業終盤及び事業後における実施者の義務	5
6. 事業の実施における留意事項	6
7. 採択件数及び事業実施期間	7
8. 経理等について	8
9. 応募方法	10
10. 審査	10
11. 事業実施体制	13
12. 公募説明会	13
13. ヒアリング	13

1. 目的

環境省では、平成 28 年から「明日の日本を支える観光ビジョン」に基づき、保護と利用の好循環により地域活性化を図ることを目指し、国立公園満喫プロジェクトを推進してきました。

平成 29 年 7 月には国立公園の提供価値を「多様な自然風景と、生活・文化・歴史が凝縮された物語を知ることで、忘れられない唯一無二の感動や体験ができる。」と整理し、ブランドメッセージを「その自然には、物語がある。」と定めました。

観光立国推進基本計画（第 4 次）においても、国立公園のブランド化を進め、国内外からの誘客に貢献するとしています。

令和 5 年 6 月、環境省は、国立公園が来訪者・地域に約束することを、以下の 4 つと定めました。

- ・感動的な自然風景
- ・サステナビリティへの共感
- ・自然と人々の物語を知るアクティビティ
- ・感動体験を支える施設とサービス

また、今後、各国立公園において、以下を進めることとしています。

- ・ストーリー（物語）を明らかにする
- ・公正な利用とその対価が保護に再投資される仕組みをつくる
- ・インタープリテーション計画等を作成し、それに基づいて、感動体験を提供する。

※インターパリテーション計画：関係者が、共通の理解のもとで、資源・伝えたい情報・望まれる体験等を整理した計画

本公募は、前述の方針を踏まえた上で、以下を目的としています。

- ・体験した者の意識変容や行動変容を伴う感動と学びの体験を提供することや国立公園の魅力を深い感動とともに伝えるストーリーを実感できる自然体験アクティビティ又はツアー（以下「ツアー等」という。）を創出し、そのツアー等を国内外の旅行者に販売し、実際に国立公園に訪れてもらうこと

なお、観光立国推進基本計画のインバウンド目標に貢献するため、本公募によって行われた事業で得られたノウハウをまとめ、全国の国立公園に展開していきます。

（参考）国立公園のブランドプロミスの決定について：

https://www.env.go.jp/press/press_01679.html

なお、本事業は、令和 8 年度政府予算の成立を前提としております。

2. 公募の対象者

本公募の対象者を以下に示します。

次の条件の全てを満たす者

- ・対象地を管轄する自然保护官事務所等と連携している

※自然保護官事務所等とは、自然保護官事務所、国立公園管理官事務所、地方環境事務所、自然環境事務所及び国立公園管理事務所をいう。以下同じ。

※連携とは、連携体制等何らかの連携の担保が取れていることを指す。

- ・令和6年度国立公園アドベンチャートラベル展開事業、令和6年度国立公園における感動体験創出事業及び令和7年度国立公園における感動体験・アドベンチャートラベル創出事業のいずれの実施実績もない、又は、1事業のみ実施実績がある。

前述の条件を満たす者のうち、次のいずれかに当てはまる者

- ・民間団体（NPO法人、一般社団法人等）
- ・協議会
- ・民間団体又は協議会と連携している民間事業者
- ・国立公園又は世界自然遺産（以下「国立公園等」という。）の地域を含む地方公共団体

3. 対象事業

（1）対象とする事業内容

1) ツアー等開発

※基本的には、複数のアクティビティ、宿泊、飲食、交通等を組み合わせたツアーを対象事業としますが、単体のアクティビティも「ツアーエ等」に含み、対象事業とします。

①ツアーエ等の磨き上げのための調査・検討

ツアーエ等を磨き上げるための調査・検討・キュレーション・インバウンドに訴求するためのライターによるストーリー等の仕立て直し等

②受入体制の強化

ランドオペレーターやガイド等の育成・機能強化、本事業に必要不可欠なフィールドの管理体制検討

※受入体制の強化であっても、草刈りや施設の修繕等、恒常的な維持管理に当たるものは事業対象外

③外国語対応等の強化

④脱炭素化、脱プラスチック、地産地消、サステナビリティ向上、ユニバーサルツーリズム

⑤ターゲット分析

インタープリテーション計画における来訪者分析の深掘り、ストーリーや望まれる体験を踏まえたターゲット分析、国やペルソナを踏まえたターゲット分析等

⑥モニターツアーエ等の実施

例：バイヤーを招^{～い}聘し助言を得るツアーや、ファムトリップ、ツアーエ開発や販売に対して知見を有する人を参加対象とし、目標と仮説を設定し事後に検証するツアーエ等

⑦先進事例現地調査

同様の取組の先進事例の現地調査、実施者間のネットワーク構築

⑧販売戦略立案、マネタイズ

⑨プロモーション

販売に向けた広報ツールとして、動画・静止画撮影、動画作成、インバウンド向けPR資料作成

※様式2において、広報ツール資料の使用先、場面を記載してください。

※採択後の事業実施段階では、「令和8年度国立公園における感動体験創出事業実施業務」を請け負った事業者（以下「事務局」という。事業者決定は3月初旬の見込み）や4.（4）の専門家等の助言を踏まえて作成してください。

⑩販路構築、ツアーライ等販売

国内外のセラー・バイヤーとの販路構築、商談、商談のための現地訪問、実際のツアーライ等販売

2) 利用の対価が保護に再投資される仕組みづくり等

1) に付随する、以下の事業も対象事業とします。

①地域資源の保護及び利用上の課題解決・対価に上乗せした価格に見合う、満足度が高い再投資・還元の取組や仕組みづくり

②保護と利用の好循環に資するルールづくり

③限定体験による満足度向上などの取組

※インタープリテーション計画、管理運営計画、ステップアッププログラム、自然体験活動促進計画、エコツーリズム推進全体構想等に関する利用のルール等がある場合には、それらと整合していること。

3) 専門家、有識者、アドバイザー派遣

1) 又は2)について専門家・有識者・アドバイザー（以下「専門家等」という。）から指導・助言・コーチングを受けることも、対象事業とします。

※各実施者の実施内容に関わらず、4.（2）のとおり、事業実施に当たって、1実施者当たり1回程度、事務局から専門家派遣する予定です。

（2）必須条件

1)～3)に該当するもののうち、以下の必須条件を全て満たす事業が、対象事業となります。

- ・国立公園等を中心として行われるツアーライ等であること
- ・インバウンド誘客を主な目的とすること
- ・観光立国推進基本計画におけるインバウンド目標（インバウンドの旅行者数、消費額、消費額単価及び地方部宿泊数等）の達成に貢献すること
- ・適正な利用とその対価が保護に再投資される仕組みを構築すること
- ・将来、外部資金を必要とせずに実施（自立化）できる見込みがあること
- ・各国立公園等におけるインターパリテーション計画等に基づくこと

（「インターパリテーション計画」という計画名でなくても、前述のインターパリテーション計画の趣旨を満たす計画等に基づいていれば対象となる）

- ・各国立公園等ならではのストーリーや資源に込められたメッセージを伝えること
- ・脱炭素化や地産地消などに取り組み、持続可能な地域づくりに貢献すること
- ・原則として、現にセラーやバイヤーと連携していること

※本事業は、前述の「国立公園のブランドプロミス」における9つのブランディング活動のうち⑥「物語(ストーリー)に沿った魅力的な自然体験コンテンツと体験コースをつくります。」④「利用のルール、限定体験、利用者負担等に取り組み、公正な利用とその対価が保護に再投資される仕組みをつくります。」⑤「脱炭素化や地産地消などに取り組み、持続可能な地域づくりに貢献します。」に該当します。

4. 共同実施者による支援等

採択された事業については、事務局と共同で実施することになります。

共同で本事業を実施するに当たり、必要と認められる経費の一部を負担します。

各事業の成果の確実性と効果を高めるために、事業実施期間中、事務局が各事業内容に必要な、以下の支援を行います。

（1）事業費

- ・採択された実施者が事業を実施するに当たり、必要な経費の一部（1地域当たり上限1,100万円（税込み））を事務局が負担します。

採択件数や事業内容により事業費が減額される場合があります。

事業実施期間中も、事業趣旨にそぐわないことが明らかになった場合や発展的に事業内容を見直す場合、専門家の指導助言により、事業内容を見直す場合があります。

本事業は、補助金や交付金ではないこともあり、申請内容等の通り事業を行っていただくとは限らないことにご留意ください。

（2）専門家派遣

- ・事務局より、事務局が選定した専門家を1回程度派遣する予定です。
- ・オンラインによる専門家への相談機会を1回程度設けます。

（3）事業計画書の作成、変更

- ・事業を実施するに当たり、事務局と調整の上、本申請の内容等を基に、採択後に改めて事業計画書を作成していただきます。
- ・採択過程及び実施中において、事業趣旨に沿うよう申請内容から変更していただくことがあります、申請内容等の通りに行っていただくとは限らないことに御留意ください。

（4）事業の進捗状況等の報告及び打合せ

- ・事業実施期間中、事務局が月1回打合せを企画しますので、進捗状況等を事務局に報告してください。打合せはオンラインを基本としますが、必要に応じて現地で開催します。

(5) キックオフミーティング・中間報告会・成果報告会への参加等

・事業開始時の事業計画説明会・キックオフミーティング・中間報告会・事業終了時の成果報告会を事務局が企画するので、参加いただき、事業開始時の事業計画、進捗の中間報告、事業終了時の成果報告を行ってください。

キックオフミーティングと中間報告会は集合開催で2泊3日を予定しており、会議と野外研修を組み合わせて行う予定です。

原則、各実施者2名、2泊3日の全行程を参加してください。

各実施者2名までの旅費を事務局にて負担します（3名以降は実施者の負担）。

この機会を通じて、実施者間でネットワークを作り、知見・経験を相互に共有することを狙いとしています。

・キックオフミーティングと中間報告会は、実施者の事業実施地域である国立公園等又は先進地で開催することを想定しています。

キックオフミーティングや中間報告会の開催地となった実施者には、行程の計画や現地の説明等についてご協力いただくようお願いします。

・成果報告会は、オンラインを予定しています。

(6) 事務局等の現地訪問

・事業実施状況確認のため、事務局や環境省が現地訪問する場合があります。

（2）の専門家派遣、（4）の現地打合せに併せて行う場合があります。

(7) ファムトリップ

・実施者のうち4者程度を対象として、ファムトリップを実施します。

ファムトリップは、事務局が、インバウンドを対象としたバイヤー等を招聘して行います。

(8) 商談会等

・販路開拓支援を目的として、事務局が商談会等を企画するので参加してください。

各実施者2名までの旅費を事務局にて負担します（3名以降は実施者の負担）。

5. 事業終盤及び事業後における実施者の義務

(1) 成果報告書の提出、事例提供

・事業終了後には成果報告書を提出していただきます。

実施した取組で、他地域の参考になる取組については、成果報告書とは別に、資料としてまとめていただきます。

内容や分量に関しては事務局と協議の上で定めます。

(2) 「国立公園における自然体験アクティビティガイドライン」セルフチェック

・開発した自然体験アクティビティは、「国立公園における自然体験アクティビティガイドライン」のセルフチェックをし、結果を報告書に記載してください。基礎的項目（フェーズ1）を9割以上クリアしているアクティビティについては、「国立公園に、行ってみよう！」サイトに掲載させていただきます（更新は年1回です）。

※参考

国立公園における自然体験アクティビティガイドライン

<https://www.env.go.jp/park/doc/law/kouenkeikaku060.pdf>

国立公園に、行ってみよう！

<https://www.env.go.jp/nature/nationalparks/try/all/>

(3) 本事業に関する情報整理・発信

本事業のアクティビティ開発においては、必要に応じて、以下についても取り組んでいただきます。

① SNS 活用

コンテンツ参加者の口コミやUGC (User Generated Contents) 創出

② タリフ整備

③ MEO (Map Engine Optimization) 対策

Google ビジネスプロフィール等の各体験コンテンツ情報を充実

(4) 事業後の報告

事業終了後も、3ヶ年、自走化の状況（ツアー等の販売実績）を報告してください。

年1回程度、環境省から調査依頼をする予定です。

6. 事業の実施における留意事項

(1) インバウンド誘客

本事業は、国際観光旅客税財源を使用しているため、3.(1)に記載した観光立国推進基本計画の目標達成への貢献を念頭に取り組んでください。

(2) 自立自走化

- ・本事業実施期間内にツアー等の販売を開始することを目指してください。本事業以外も含めて外部資金なしで自立自走化する予定時期を事業計画書に記載してください。
- ・モニターツアーを実施する場合、モニターツアーで検証する事項を予め設定し、実際の販売価格に近い料金設定で実施して適切なフィードバックを得て、事業実施期間中に早期にツアー販売するようにしてください。

(3) KGI・KPI の設定

- ・取組の進捗を自己診断、対外的に説明する上で、KGI (Key Goal Indicator : 重要目標達成指標)、KPI (Key Performance Indicator : 重要業績評価指標) を数値で把握することが有効なことから、事業計画書に数値で記載してください。

KGI の設定の方法

到達したいゴールを定量的に評価するための結果指標を設定します。以下を念頭に置いてください。

- ・事業の目標達成（保護と利用の好循環の実現（課題解決））
- ・インターパリテーション計画の目標
- ・ビジョンの実現

- ・(1) のインバウンド誘客
- ・(2) の自立自走化 等

KPI の設定方法

KGI 到達までの進捗を定量的に可視化・測定・評価するプロセス指標として KPI を設定します

KGI・KPI とも、本事業の業務でコントロールできる粒度で設定してください。

ロジックモデルの考え方も参考にしてください（インプット→アクティビティ→アウトプット→アウトカム→インパクト）。

参考：国土交通省 HP：令和4年度に作成された先導的ロジックモデル（4ページ目）

<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/jouhouka/content/001590790.pdf>

(4) 自然保護官事務所等との連携

実施に当たり、環境省自然環境局国立公園課国立公園利用推進室及び事務局の他、自然保護官事務所等と連携してください。

(5) 申請前の各種調整について

- ① 地方公共団体、民間事業者等で連携して事業を進める場合は、その連携体制を申請前に事業者間で構築・調整するようしてください。
- ② 申請する事業について各種許認可が必要な場合は、許認可申請先と事前調整を行い、確実に許認可を得てください。

とりわけ、事業の根幹になる自然体験アクティビティ等については実施できないことがないように調整してください。

(6) 高付加価値旅行者向けの観光コンテンツ収集

特に開発が進んだツアー等は、日本政府観光局（JNTO : Japan National Tourism Organization）が実施している、高付加価値旅行者向けの観光コンテンツ収集の対象として推薦させていただく場合があります。

<https://www.japan.travel/en/luxury/>

(7) 令和9年度以降

- ・令和9年度に本事業が継続して実施される場合も、同一の申請者による事業は原則2カ年までとします。
- ・令和9年度に応募があっても、審査の結果、採択されない場合がありますので、単年度ごとに成果を出すことが求められます。

7. 採択件数及び事業実施期間

(1) 採択件数

8件程度

(2) 事業実施期間

事業を行うのは令和8年4月1日（水）（予定）から令和9年2月25日（木）までとし、令和9年3月3日（水）までに事業報告書を提出してください。

8. 経理等について

(1) 対象経費

事業の対象となる経費は、次のとおりです。

外注する場合は再委託費に計上して下さい。

対象経費	内容
諸謝金	事業を行うために必要な指導・助言等を受けるために依頼した専門家又は委嘱した委員(以下この表において「専門家等」という。)に謝礼として支払われる経費
旅費	<p>情報収集や各種調査、会議や打ち合わせ等への参加、ツアーライブサプライヤー(アクティビティを提供するガイド、宿泊事業者等)間でツアーライブにおいて一貫したストーリーを伝えるための打合せへの参加、先進地調査、知見共有を目的とした実施者間の相互訪問、VJTM・ツーリズムエキスポ等の商談会参加(あわせて、エコツーリズム推進全体構想認定協議会ネットワーク会議参加)、アドバイザー・ライターの招聘、国立公園オフィシャルパートナーシップ企業との連携など、事業を行うために必要な交通費、宿泊費、日当等として、実施者、専門家等に支払われる経費</p> <p>(注1) グリーン車、ビジネスクラス等特別に付加された料金については対象外とします。</p> <p>(注2) 実施者が定める旅費規程等により最も経済的及び合理的な経路により算出されたものであることが必要です。</p> <p>(注3) 本事業以外の用務が一連の旅程に含まれる場合は、用務の実態を踏まえ、按分等の方式により対象経費と対象外経費に区分します。</p> <p>(注4) 不特定多数の参加者に対する旅費は対象外です。</p>
印刷製本費	事業を行うために直接必要なパンフレットや資料等の印刷に係る経費
通信運搬費	事業を行うために直接必要な物品等の運搬費用、郵便料等に係る経費
借料及び損料	<p>事業を行うために必要な会議に係る会場使用料や機器・設備等のリース料・レンタル料として支払われる経費</p> <p>(注1) リース、レンタルにおいて対象となるものは、本事業の実施期間の経費のみとなります。契約期間が事業実施期間を超える場合の対象経費は、按分等の方式により算出された事業実施期間分のみとなります。</p>

消耗品費	事業を行うために直接必要な消耗品の購入に係る経費 (注1) 消耗品は5万円未満の物品であるか、又は5万円以上であっても比較的長期（概ね2年）の反覆使用に耐えない物品等をいいます。
賃金	事業を行うために必要な業務補助を行う補助員に対する賃金
雑役務費	事業の主たる部分の実施に付随して必要となる諸業務に係る経費
その他諸経費	上記のいずれの区分に属さないもの。
再委託費	事業を行うために必要な経費のうち、特殊な技能又は資格を必要とするなどにより受託者が直接行うことのできない業務を第三者に委託するために要する経費

※次の経費は対象となりません。

－人件費

- －共同実施の協定締結前に発注、購入、契約等を実施したもの
- －電話料金、インターネット利用料金等の通信費
- －雑誌・新聞購読料
- －娯楽、接待の費用
- －備品の購入、施設整備等の事業終了後に財産となるもの
- －飲食費
- －他の補助金等の支援を受けている場合は、内容の重複部分の費用
- －上記のほか、公的な資金の使途として社会通念上不適切と認められる経費

（2）経理に当たっての留意事項

- ・事業を行うに当たっては、当該事業について区分経理を行ってください。本事業において対象経費となるものは、本事業に使用したものとして明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものに限ります。
- ・事業における発注先（委託先）の選定に当たっては、1件当たり100万円以上（税込み）となる場合には、原則として2社以上から見積もりを取った上で、最低価格を提示した者を選定してください。相見積もりを取っていない場合又は最低価格を提示した者を選定していない場合には、その選定理由を明らかにした選定理由書が必要となります。1つの発注先が4割を超える、又は発注の合計が7割を超える場合には、実施者が主体的に事業を実施することを示す資料を提出してください（例えば実施体制図等）。
- ・事業者が自社調達を行う場合には、調達価格に含まれる利益を排除した額を対象経費の実績額とします。
- ・プロモーションにかかる経費は、ツアーライセンスがすぐに販売できる状態になっていない限り、全事業費の1/3を上限としてください。

(3) 事業費の支払い

本事業に係る経費は、原則として、事業終了後の精算報告書に基づき、その内容を確認の上、適当と判断した場合に支払いを行います。

9. 応募方法

(1) 提出書類

下記の応募に必要な書類を、公募期間内にメールにて（3）に記載の提出先に提出してください。その際、メールのタイトルに「令和8年度国立公園における感動体験創出事業応募」と明記してください。

①応募申請書【様式1】

民間団体、協議会、民間事業者が申請する場合は、定款や規約等、団体の概要が分かれる説明資料を添付してください。なお、申請者の自署、押印は不要です。

②事業計画書【様式2】

※必要に応じて、事業内容を別紙（Power Point、Word、PDF等）で添付し、説明していくだけでも結構です。

③販売目標・保護等への再投資目標【様式3】

④経費内訳【様式4】

⑤スケジュール【様式5】

(2) 公募期間

令和8年1月13日（火）から令和8年2月20日（金）まで

(3) 応募書類の提出先及び問合せ先

環境省自然環境局国立公園課国立公園利用推進室 中山・杉

TEL:03- 5521-8271

E-mail: koen_prize@env.go.jp

(4) 応募書類の取扱

提出された応募書類は、応募者に返却いたしません。

事業計画書、販売目標・保護等への再投資目標、スケジュール、添付書類は他の実施者に共有することがあります。それ以外では、応募書類は審査以外の目的に使用することはありません。

なお、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等）を除いて開示される場合があります。

10. 審査

申請内容について、次に定める審査項目に基づき、審査を行います。必要に応じて、ヒアリング（オンラインを想定）を実施します。ヒアリング対象となった申請については、環境省から対象となる申請者へ別途連絡します。

(1) 基礎項目

- 次の要件を全て満たすものであること。一つでも要件を満たさない場合には、その提案は失格とし、その後の審査を行いません。
- ① 申請者が公募の対象者の要件に合致している
 - ② 自然環境を損なうことのないよう十分な配慮がなされている
 - ③ 主体的に取り組む意思があり、自主的な予算の確保や関係者・関係団体・関係機関との連携体制の構築がなされている（又はその予定がある）
 - ④ 本事業の目的に沿った定量的な数値目標・指標（KPI/KGI）が設定されている（インバウンドに係るものを含む）
 - ⑤ 申請者が、事業を遂行するために必要な能力を有する
 - ⑥ 主にインバウンドを対象としている
 - ⑦ 事業の内容が対象事業に該当する
 - ⑧ ツアー等造成から販売の段階において、事業の現在地がどの段階であるか、その段階における課題が何かを分析している。また、その課題解決のために必要な事項が明確で、それを事業として行うよう計画されている

(2) 追加項目

基礎項目を全て満たした申請について、次の追加項目に基づき総合的に審査を行います。

① 事業実施体制

- ・ 関係者・関係団体・関係機関・セラー・バイヤーとの連携体制について、連携手法が具体的か。
- ・ 事業を適切に遂行するためのリソース（経験、ノウハウ、資金調達力、人材等）を有しているか。

② ツアー等の内容

- ・ 当該国立公園等ならではのストーリーや資源に込められたテーマを伝えるツアー等になっているか。
- ・ 来訪者が求めるものを体験できる内容か。

③ 実現可能性・自立自走の可能性

- ・ 多角的に考えて、「売れる」ツアー等になり、将来自立自走できる可能性が高いか。
- ・ ターゲット分析は具体的かつ的確か。
- ・ KPI/KGI が適切に設定され、現実的なマネタイズがなされるか。
- ・ ランドオペレーター・コーディネーター等の機能強化により、円滑な販売や資源管理に取り組むものであるか。
- ・ モニターツアーを企画している場合には、適切にフィードバックを得る内容になっているか。（モニター選定・検証する内容の明確さ・適切な価格設定等）
- ・ インバウンド対応に関し、外国語対応等、品質や満足度向上に取り組むものであるか。
- ・ 目標達成に向けた具体的なスケジュールが示されているか。

- ・必要経費は事業内容に照らして妥当な金額か。

④保護と利用の好循環に資する取組

具体的には次の点で判断する。

- ・保護に貢献し、満足度向上に資するルールがある取組か。
- ・一般の利用が制限されている等によりツアーや参加者のみが体験できる限定体験の取組であるか。
- ・保護又は利用上の課題・目標を踏まえており、利用料金のうち保護に再投資する還元率又は還元額、目標総額等の具体性があるか。
- ・保護のために再投資される資金の使途が、利用者の理解が得られる内容になっているか、わかりやすいか。

⑤インタープリテーション計画等との関係

- ・応募者の思いだけでなく、地域の方針に基づくものか。
- ・インターパリテーション計画、公園計画、管理運営計画、ステップアッププログラム、自然体験活動促進計画等の趣旨に沿う内容であるか。

⑥観光立国推進基本計画の目標

- ・観光立国推進基本計画のインバウンド目標達成に貢献するか。

具体的には、インバウンドの旅行者数、消費額、消費額単価及び地方部宿泊数等

⑦他地域への波及効果

本事業の趣旨に沿い、先進性やモデル性があるなど他の地域に波及効果が見込める取組か。例えば、以下のようなものが考えられる。

- ・アドベンチャーツーリズム・ユニバーサルツーリズム・サステナビリティ向上・ナイトタイムを活用したツアーや地域コミュニティとの関わり

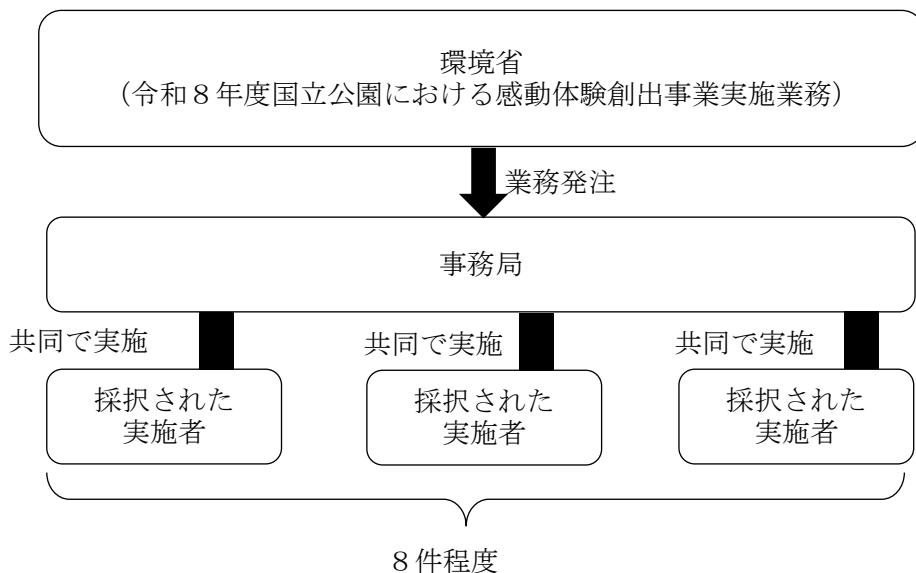
⑧その他

- ・地域づくり（地域の取組）の方向性と一致しており、地域経済・地域振興に寄与する内容となっているか。
- ・障害を持つ人等、通常ツアーやに参加しにくい人が参加しやすい内容。

11. 事業実施体制

採択された実施者は令和8年度国立公園における感動体験創出事業実施業務の仕様書に従い、事務局事業者との共同で業務を実施することになります。

【業務実施体制図】



12. 公募説明会

本事業の公募説明会を、令和8年1月16日（金）18:00にオンラインにて開催します（1時間程度）。以下URLからご参加ください。

ミーティングリンク：

https://teams.microsoft.com/l/meetup-join/19%3ameeting_ZDA1MGI1MTUtZWY4Mi00ZmI0LTk3ZDQtM2QzOGU1NjE0Njlk%40thread.v2/0?context=%7b%22Tid%22%3a%2206e4a0ff-4972-4a8b-af30-4571361d1344%22%2c%220id%22%3a%221f48dbf2-c979-458d-a20e-788c7cd75091%22%7d

会議ID: 428 132 353 403 13

パスコード: 6UJ37of9

13. ヒアリング

本事業の審査のためのヒアリングを、令和8年3月16日（月）～17日（火）に、オンラインにて開催する予定です。※日程は変更になる可能性があります。